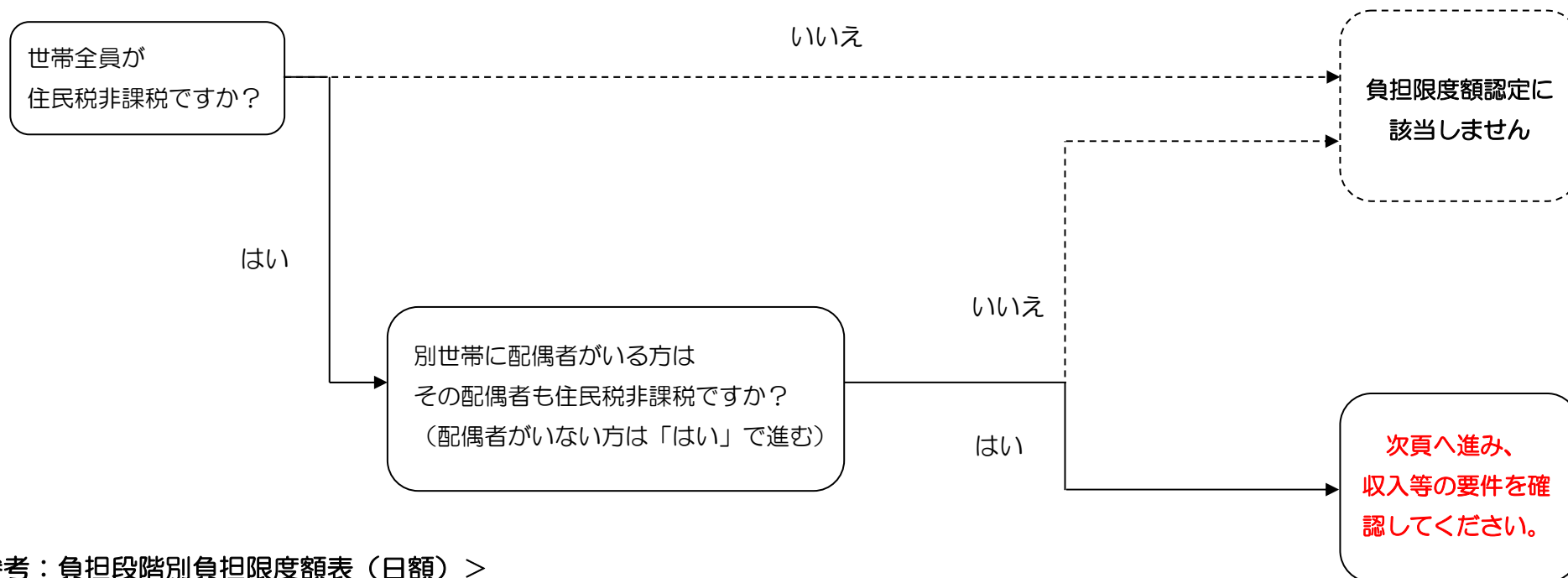


●負担限度額認定の対象者と利用者負担段階 〈令和3年8月から〉



<参考：負担段階別負担限度額表（日額）>

		負担限度額 ※【 】は短期入所（ショートステイ）の場合			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費		300円 【300円】	390円 【600円】	650円 【1,000円】	1,360円 【1,300円】
居住費	ユニット型個室	820円	820円	1,310円	1,310円
	ユニット型個室の多床室	490円	490円	1,310円	1,310円
	従来型個室（特養等※1）	320円	420円	820円	820円
	従来型個室（老健・療養等※2）	490円	490円	1,310円	1,310円
	多床室	0円	370円	370円	370円

※1 特養等…特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム

※2 老健・療養等…老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

負担段階は本人の収入等に応じて決定いたしますので、詳細は以下の表を参照してください。

次の(ア)(イ)の両方に該当する方は、表の右側に記載されている各負担段階に該当します。介護保険施設に入所(短期入所を含む)しているまたは入所予定の方は、申請の手続きをしてください。

<p>(ア) 生活保護または老齢福祉年金※を受給している ※老齢福祉年金を受給している方は、大正5年4月1日までに生まれた方です。</p> <p>(イ) 預貯金等の合計が、</p> <ul style="list-style-type: none">• 配偶者がいる方は夫婦合計で2,000万円以下• 配偶者がいない方は単身で1,000万円以下	} 第1段階 に該当
<p>(ア) 本人の前年1/1~12/31までの合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金(遺族・障害年金等)収入額の合計が年額で80万円以下</p> <p>(イ) 預貯金等の合計が、</p> <ul style="list-style-type: none">• 配偶者がいる方は夫婦合計で1,650万円以下• 配偶者がいない方は単身で650万円以下	} 第2段階 に該当
<p>(ア) 本人の前年1/1~12/31までの合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金(遺族・障害年金等)収入額の合計が年額で80万円超120万円以下</p> <p>(イ) 預貯金等の合計が、</p> <ul style="list-style-type: none">• 配偶者がいる方は夫婦合計で1,550万円以下• 配偶者がいない方は単身で550万円以下	} 第3段階① に該当
<p>(ア) 本人の前年1/1~12/31までの合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金(遺族・障害年金等)収入額の合計が年額で120万円超</p> <p>(イ) 預貯金等の合計が、</p> <ul style="list-style-type: none">• 配偶者がいる方は夫婦合計で1,500万円以下• 配偶者がいない方は単身で500万円以下	} 第3段階② に該当

※上記の要件に該当しない方は、負担限度額認定の対象外です。